

環境・まちづくり特別委員会 送付4-33

公聴会の開催にあたっての陳情

受付年月日 令和4年12月21日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2022年12月21日

千代田区議会議長 桜井 ただし様

環境まちづくり特別委員会委員長 小林 たかや様

公聴会の開催にあたっての陳情

陳情者：

陳情者住所：

都市計画決定手続における住民参加の機会を更に拡大していく観点から、二番町地区計画の変更等の日本テレビ通りの再開発に関して公聴会の開催に向けてご検討いただいておりますことを心より御礼申し上げます。つきましては、公聴会の開催にあたって、国土交通省『都市計画運用指針 第12版（令和4年4月1日一部改正）』（別紙参考資料）を尊重して実施いただけますように、次のとおり陳情します。

- (1) 住民の意見を十分汲み取ることができるように、区が作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的に提示すること。



- (2) 多くの住民が参加し、公開の場で意見を陳述できるように、公聴会の開催回数・日時・場所を決定し、「広報千代田」に掲載するとともに、ホームページ等で十分に周知すること。
- (3) 意見陳述を希望する者には物理的・時間的に対応が可能な範囲でできるだけ意見陳述を認めること。
- (4) 公聴会の開催が形式に流されることなく真に住民の意見を反映させる場として機能させる観点から、公述人において希望がある場合には、都市計画の案を作成する区の担当者と、あるいは、公述人相互間において質疑・議論を行う時間を確保すること。
- (5) 住民からの意見については、それがどのように都市計画の案に反映されたか等について、区議会及び都市計画審議会に報告すること。
- (6) 公共性の高さに鑑みて、報道機関が取材できるようにすること。報道に際しては、住民のプライバシーが守られるようにすること。

以上

別紙

<参考資料>

国土交通省『都市計画運用指針 第12版(令和4年4月1日一部改正)』

340ページより抜粋(下線強調は要望者)

公聴会・説明会の開催等については、住民の意見を十分汲み取ることができるようにすることが求められるものであり、作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的に提示するとともに、公聴会・説明会の開催日時、開催場所、事前の広報等に配慮するべきである。また、意見陳述を希望する者には物理的・時間的に対応が可能な範囲でできるだけ意見陳述を認めるとともに、公聴会の開催が形式に流されることなく真に住民の意見を反映させる場として機能させる観点から、運営に特段の支障を及ぼさない限り、例えば、公述人において希望がある場合には、都市計画の案を作成する道府県又は市町村の担当者と、あるいは、公述人相互間において質疑・議論を行うこと等も考えられる。さらに、住民からの意見については、それがどのように都市計画の案に反映されたか等について都市計画審議会に報告することが望ましい。

公聴会・説明会の開催等の方法については、都道府県又は市町村においてその事情に応じ決定することとなるが、その際、上記について十分留意するとともに、できるだけ必要な事項をあらかじめ定め、公表しておくことが望ましい。

以上